最終更新日：2017年5月10日

ウェーブロックホールディングス株式会社
代表取締役　兼　執行役員社長 木根渕　純
問合せ先：取締役兼執行役員　管理本部長　石原智憲　03-6830-6000
証券コード：7940
http://www.wavelock-holdings.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、経営監視機能の向上、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査等の機能強化のために内部統制システムの整備を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を図り、株主・投資家への経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を行っていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則１－２④】
今後の機関投資家や海外投資家の保有株式比率を考慮しつつ、費用対効果も踏まえた上で議決権の電子行使環境や招集通知の英訳の対応を検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
当社は、いわゆる政策保有株式として上場株式を取得保有することがあります。その場合、取得保有するメリット、特に事業推進上のメリットを検討し、保有すること（または売却すること）を決定して参ります。
また、上記にて取得保有することとした株式に係る議決権の行使につきましては、当該議案が当社の保有目的に合致するものであるか、また、株式価値の向上に資するものであるか、さらには公平性・客観性・妥当性・一般的良心等を踏まえて総合的に判断し、当該議決権を行使して参ります。
なお、政策保有株式につきましては毎年一回取締役会において報告、検証を行って参ります。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社と当社の取締役との取引につきましては、法令等に基づき取締役会の事前の承認を得ることとしております。また、当該取引を実施した場合には、事後にその状況等を定期的または随時に取締役会に報告することとしております。取締役以外の主要株主等との取引につきましては、関連当事者でない取引先と取引する場合と同様に、経済的合理性等を踏まえて取引価格を決定することとし、取引実施に際しては法令・社内規程に基づく決裁手続を経た上で実施しております。

【原則３－１　開示情報の充実】
（ⅰ）当社の基本戦略は、「異なる特徴をもつ経営資源を、複数組み合わせることにより新たな価値を創造」していくことです。この基本戦略の実現と併せて、当社では経営理念の表白として「企業倫理憲章」を定め、役職員は戦略・理念を実現し社会に貢献できるよう日々業務に取り組んでおります。詳しくは当社のホームページ（http://www.wavelock-holdings.com)をご参照下さい。

（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「Ⅰ１．基本的な考え方」に記載のとおりであります。

（ⅲ）取締役会が取締役報酬を決定するに当たっての方針と手続は、本報告書「Ⅱ１．【取締役報酬関係】報酬額またはその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

（ⅳ）当社の取締役・監査役候補者の指名方針・手続は、高い倫理観、品格、人望、優れた能力、見識および豊富な経験等を有し、当社の経営に資すると考えられる者を候補者として取締役会において審議のうえ指名し、株主総会に上程します。

（ⅴ）取締役・監査役の個々の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知にて個々の選任理由および候補者の略歴に記載して参ります。また、今後当社のホームページ（http://www.wavelock-holdings.com)に株主総会招集通知を掲載する予定です。

【補充原則４－１①　取締役会の決定事項等】
当社は、法令により取締役会の専決とされる事項および重要な業務執行上の意思決定につきましては、取締役会において意思決定をしております。また、「取締役会規程」において取締役会にて決議すべき事項を明確に定めております。それら以外の、法令上経営陣に意思決定を委ねることができる事項につきましては経営陣に意思決定を委任しております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
東京証券取引所より開示されております「独立役員確保に係る実務上の留意事項」に基づき独立性判断を実施しております。

補充原則４－１１①　取締役会のバランスや多様性】
当社の取締役の員数につきましては、定款において10名以内と定めております。社内取締役と社外取締役の人数のバランスを図り（現在は各４人ずつ）、社内事情や社内でしか通用しない理論でのみで意思決定がなされないよう取締役会を構成しております。また、社内の業務執行取締役につきましては、経験分野・専門性・得意分野等を総合的に斟酌し、適正に人員配置を行なっております。

【補充原則４－１１②　取締役・監査役の他の上場企業の役員との兼務状況】
取締役・監査役の重要な兼職状況は、株主総会招集通知に記載して参ります。また、今後当社のホームページ（http://www.wavelock-

holdings.com)に株主総会招集通知を掲載する予定です。

【補充原則４－１１③　取締役会の実効性についての分析・評価】
毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示して参ります。

【補充原則４－１４②　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
必要に応じて社外講座等を活用して、取締役・監査役に必要な知識の習得に取り組んで参ります。また、社外取締役および社外監査役に対しては、随時当社グループの現況・課題等の説明や、状況に応じて現場工場見学等も実施しております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に対する方針】
当社は、株主との建設的な対話には合理的な範囲で前向きに対応してゆく所存です。当社の株主との対話は、代表取締役兼執行役員社長が統括し、実効性あるIR活動を実践するために担当の執行役員が室長を務めるコーポレート戦略推進室が実務を行なっております。
また、株主との対話を補助すべく、総務、経理財務、法務等の各部門が連携する体制を整備しております。
株主に対しては、決算説明会や当社ホームページにおける情報開示の実施等により、当社の現状等に関する理解を深めていただけるべくIR活動を実践して参ります。
機関投資家やアナリストとの対話につきましては、状況に応じて機関投資家向け個別決算説明やアナリスト説明会を開催し、取締役が直接対話して参ります。
株主との対話を通じて把握できたご意見等につきましては、コーポレート戦略推進室が取り纏めたうえで取締役会に報告し、情報共有および経営改善を図って参ります。
対話に際してのインサイダー情報の管理につきましては、「内部情報管理規程」を策定し、未公開情報の厳格な管理を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社サンゲツ	2,470,000	22.21
Entire Holding Group Ltd.	876,027	7.88
木根渕　純	213,307	1.92
福田　晃	100,000	0.90
青木　隆志	20,000	0.18
石原　智憲	10,000	0.09
外山　達志	6,000	0.05
島田　康太郎	2,000	0.02

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、株主であるエムシーピースリー投資事業有限責任組合につき、同組合がオーバーアロットメントによる売り出しのためにみずほ証券株式会社に対し貸し出した株式に係る所有株式数（780,000株）および割合（7.01%）を除いて報告したものです。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
助川　達夫	他の会社の出身者											
王　志鴻	他の会社の出身者											
石井　健	他の会社の出身者											
小関　健	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
助川　達夫		株式会社サンゲツ財務経理部長	インテリア専門商社大手である株式会社サンゲツの財務経理部長を務めており、インテリア事業をはじめとした当社の事業展開全般について助言を頂けることから社外取締役に選任しております。株式会社サンゲツは当社の主要株主であるため社外取締役としての独立性はないと判断しております。

王　志鴻		Entire Holding Group Co.,Ltd.　董事	アドバンストテクノロジー事業の取引先であるEnflex Technology Co.,Ltd.の董事を務めており、経営者としての経験と見識をもとに当社の経営全般の監督および助言を頂けることから社外取締役に選任しております。なお、他にも同氏が董事を務めるEntire Holding Group Co.,Ltd.は当社の大株主であるため社外取締役としての独立性はないと判断しております。
石井　健	○	日本プラスチック食品容器工業会事務局長	樹脂業界に長年携わり、上場企業の代表取締役社長としての経験を有しております。また、東南アジアを中心とした海外での事業経験も豊富であり、当社の経営全般及び海外における当社の事業展開についてアドバイスを受けることができることから社外取締役に選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定するものであります。
小関　健	○	―――	樹脂業界に長年携わり、上場企業の取締役としての経験を有しております。また、東南アジアを中心とした海外での事業経験も豊富であり、当社の経営全般及び海外における当社の事業展開についてアドバイスを受けることができることから社外取締役に選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役および監査役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬委員会の委員の過半数を社外取締役とし、委員長は独立社外取締役としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況は、監査役会で監査計画が承認された後、当該監査計画と会計監査人の監査計画との調整を図ると同時に、懸案事項、重点監査事項等に関する意見交換を行っております。
また、監査報告書作成前には、監査実施内容と結果、重要問題点の有無について意見交換を行っております。その他、会計監査人の四半期決算レビュー及および決算監査報告会に出席するとともに、事業子会社の期末の棚卸について、会計監査人の調査に立会い、問題点の認識の共有化を行っております。なお、上記以外にも会計監査人の期中監査時に重要問題等があれば、会計監査人より報告を受けております。
監査役と内部監査部門の連携状況は、期初に内部監査計画を監査室より受領し、内部監査の内容・スケジュール等を把握いたします。必要に応じて内部監査に立会い、内部監査終了後は、内部監査報告書および指摘内容、改善内容等の書類の回覧を受け、監査役監査の参考としております。また、日常的に情報交換を行い、必要な事項については、調査依頼を行うなど、互いの監査に反映することとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松澤　英雄	公認会計士													
岡野　真也	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松澤　英雄	○	松澤会計事務所代表	公認会計士としての知識・経験に基づく客観的かつ専門的な立場からのチェックにより、監査の実行性を高めることから社外監査役として選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定するものであります。
岡野　真也	○	神山食品工業株式会社監査役 岡野真也法律事務所所長	弁護士としての知識・経験に基づく客観的かつ専門的な立場からのチェックにより、監査の実行性を高めることから社外監査役として選任しております。なお、親会社・兄弟会社及び主要取引先の出身者、主要株主等ではないことから、中立的な立場で職務を遂行できると判断し、独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役・社外監査役を、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。
取締役会および監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役、監査役の報酬額については、株主総会決議に基づく報酬総額の枠の範囲内で、個々の取締役の報酬額は、指名・報酬委員会の決議を経た報酬額案を基準に個々の取締役との協議で決定され、個々の監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の補助者は配置しておりませんが、各々の判断で必要な作業を当該部署に指示できる環境となっております。
社外監査役については、常勤監査役を含め全監査役の補助者として、人事総務部の部員1名を配置しております。当該部員は人事総務部総務課との兼務ですが、その業務上知得した情報は、監査役の補助業務に資するものと認識しております。当該部員に係る人事については、監査役会の同意を得ることが必要であり、独立性を確保しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

○取締役会
当社の取締役会は、本書提出日現在取締役8名で構成されており、月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。社外取締役は4名選任しており、経営判断の合理性・透明性を高め、経営監督の実現を図っております。なお、社外取締役4名中2名は当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員として指定しております。
当社は持株会社であり、事業子会社における資金や人材等の投資を統括する立場であることから、各事業子会社間の健全な牽制機能を担保することや経営判断の迅速化を実現する目的で、当社の取締役の中には事業子会社の経営責任者を兼務している者がおります。また、管理業務を統括する取締役も配置しております。
取締役の任期は1年とし、各年度の経営責任の明確化を図っております。
加えて、意思決定の迅速化を図る観点から、執行役員制度を採用しており、5名の執行役員(うち取締役兼務者4名)が業務執行にあたっております。
指名、報酬決定等については、取締役および監査役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に指名・報酬委員会を設置しております。

○監査役会及び監査役
当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、非常勤監査役の2名は、社外監査役であります。社外監査役松澤英雄は、公認会計士として企業会計に関する豊富な知見を有しており、社外監査役岡野真也は、弁護士として企業法務の専門的な見識を有しており、それぞれ当社の経営を監視しております。

○業績モニタリング会議
当社では、当社および各子会社ならびに各セグメントの経営状況の把握を行うことを目的として、四半期に1回業績モニタリング会議を開催しております。同会議は、当社の取締役と主要子会社の取締役・執行役員で構成されており、主要子会社より各セグメントの経営動向の報告とともに、今後の営業戦略等の重要事項の協議・共有を行っております。当該会議には、常勤監査役も出席し、業務執行状況の監視を行っております。

○責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役4名および社外監査役2名との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図るため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送を検討しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただくために、開催日の設定に関しては集中日を避けるように留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	該当事項はございません。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	該当事項はございません。
招集通知（要約）の英文での提供	該当事項はございません。
その他	該当事項はございません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現状ではディスクロージャーポリシーは作成しておりませんが、ディスクロージャーポリシーを作成・公表することを検討して参ります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会およびセミナーを開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明することを検討して参ります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家に向けて説明会を実施し、代表取締役社長が業績や経営方針等の説明をすることを検討して参ります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの説明会およびセミナーを開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明することを検討して参ります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明資料、有価証券報告書および四半期報告書を当社ホームページのIRサイトに掲載する予定です。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート戦略推進室にて担当いたします。	
その他	該当事項はございません。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業倫理憲章」においてステークホルダーとの関係を重視する旨を、「コンプライアンス規程」においてステークホルダーに対する責任について定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社得意先・取引先の皆様、株主・投資家の皆様、従業員など、幅広いステークホルダーの方々と良好な信頼関係を築き、当社が社会から広く必要とされ永く繁栄できる企業となるべく、様々なCSR活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社のステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページおよび適宜開催の会社説明会等を通じて情報提供を行って参る方針です。

その他	**該当事項はございません。**

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成27年8月20日の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行っております。その内容は以下のとおりです。

1．当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社及び当社子会社は、企業価値の向上及び企業としての社会的責任を果たすべく、ウェーブロックグループの取締役及び使用人の行動規範として「企業倫理憲章」を定め、これを遵守して職務を遂行する。
(2) 当社及び当社子会社は、「コンプライアンス規程」に基づき、社会公共の利益確保及び法令等を遵守して事業発展を図る。
(3) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」の定めに従い職務を遂行する。
(4) 当社は、代表取締役社長直轄の監査室を置き、監査室は、「内部監査規程」に基づき定期的に業務執行を監査することにより職務執行の適正を確保する。
(5) 当社及び当社子会社は、法令等の遵守の強化を図るべく「内部者通報規程」を整備し、当該規程に基づき内部者通報窓口を設け、コンプライアンス上の問題の早期把握等を図る。
(6) 当社は、法務･コンプライアンス部を置き、法令等遵守体制の整備維持を図るとともに当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して計画的にコンプライアンス教育を実施する。
(7) 当社及び当社子会社は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、不当要求等に対しては関係機関と密接に連携し、組織的に毅然と対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書規程」の定めに基づき、文書の種類に応じた保存年限及び管理方法等に従った情報の保存及び管理を行う。保存期間中は閲覧可能な状態を維持する。

3．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)「リスク管理規程」の定めに従い個々のリスクに応じたリスク管理体制の構築を図る。
(2) 上記規程に基づくリスク管理の実効性確保のため、監査役及び監査室は、リスク管理に関する監査を行う。
(3) 大規模災害又は不祥事等が発生したときは、代表取締役社長を本部長とする特別対策本部を設置して危機に対応するとともに損害の拡大を防止してこれを最小限に止めるようすみやかに措置を講ずる。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 定時取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行うとともに取締役の職務の執行を監督する。
(2) 中期経営計画及び事業計画等を策定し、経営指標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに実績を管理する。

5．当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、企業集団の経営において「関係会社管理規程」の定めに従い職務を執行する。
(2) 当社及び当社子会社は、上記規程に基づき決裁及び報告を行う。
(3) 当社は、当社子会社に対して内部監査を実施する。
(4) 当社及び当社子会社は、全ての取締役及び使用人に対して「企業倫理憲章（抜粋）」及び内部者通報窓口の連絡先並びに通報等により不利益な取扱いを受けない旨を明記したコンプライアンス･カードを配布し、これを携行又は直ちに活用できる常況とすることを周知徹底する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役と協議のうえで、必要な使用人を置く。

7．監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役の職務を補助すべく選任された使用人は、当該補助業務に関しては監査役の直接の指揮命令において業務を行い、取締役からの指揮命令を受けないものとする。
(2) 当該使用人の人事異動及び人事考課等に関しては、監査役の意見を尊重する。
(3) 当該使用人が当該補助業務を執行するに際し必要なときは、監査役に同行して取締役会その他の重要会議に出席することを妨げない。

8．当社及び当社の子会社の取締役及び使用人等が監査役へ報告する体制その他監査役への報告に関する体制
当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、「コンプライアンス規程」の定めに従い、業務執行の妥当性、適法性に疑義があると思われる事項その他当該規程に定める事項につき監査役に報告を要する。

9．監査役に報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
(1)「内部者通報規程」の定めに基づき、監査役に報告を行った者に対して当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。
(2) 監査役は、当該報告から得た情報に関して、第三者に対する報告義務を負わないものとする。
(3) 監査役は、当該報告をした使用人の人事異動、人事考課及び懲戒等に関し、取締役に対してその理由の開示を求めることができるものとする。又、当該報告を行った者に対する不利益な取扱いの有無を含めた「内部者通報規程」の運用の適正性を監査する。

10．監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他当該職務について生じる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
監査役が会社法第388条の定めに基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用等が監査役の業務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理するものとする。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、代表取締役社長と適宜又は定期的に意見交換を行う。
(2) 監査役は、会計監査人と適宜又は定期的に意見交換を行う。
(3) 監査役は、必要に応じて内部監査部門と内部監査結果について協議及び意見交換を行い緊密な連携を図る。
(4) 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士その他外部の専門家の助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループおよびその特別利害関係者、取引先等は反社会的勢力とのかかわりはないと認識しております。
当社は、「ウェーブロックグループ企業倫理憲章」において、当企業集団における行動の方針・考え方について規定しておりますが、その中で「善良なる企業市民として、積極的に社会貢献するとともに、反社会的勢力および団体とは断固として対決します」と謳っております。当企業集団の全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要であり、かつ継続して取り組まなければならないテーマであることを理解しております。
また、日常的に反社会的勢力の具体的な活動状況等を把握するために、当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入しております。
社内体制としましては、反社会的勢力に関する業務を所轄する部署を人事総務部とし、実務上の業務マニュアルとして、「『反社会的勢力』調査マニュアル」を整備し、当社のみならずグループ企業全社において同マニュアルに沿った対応を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

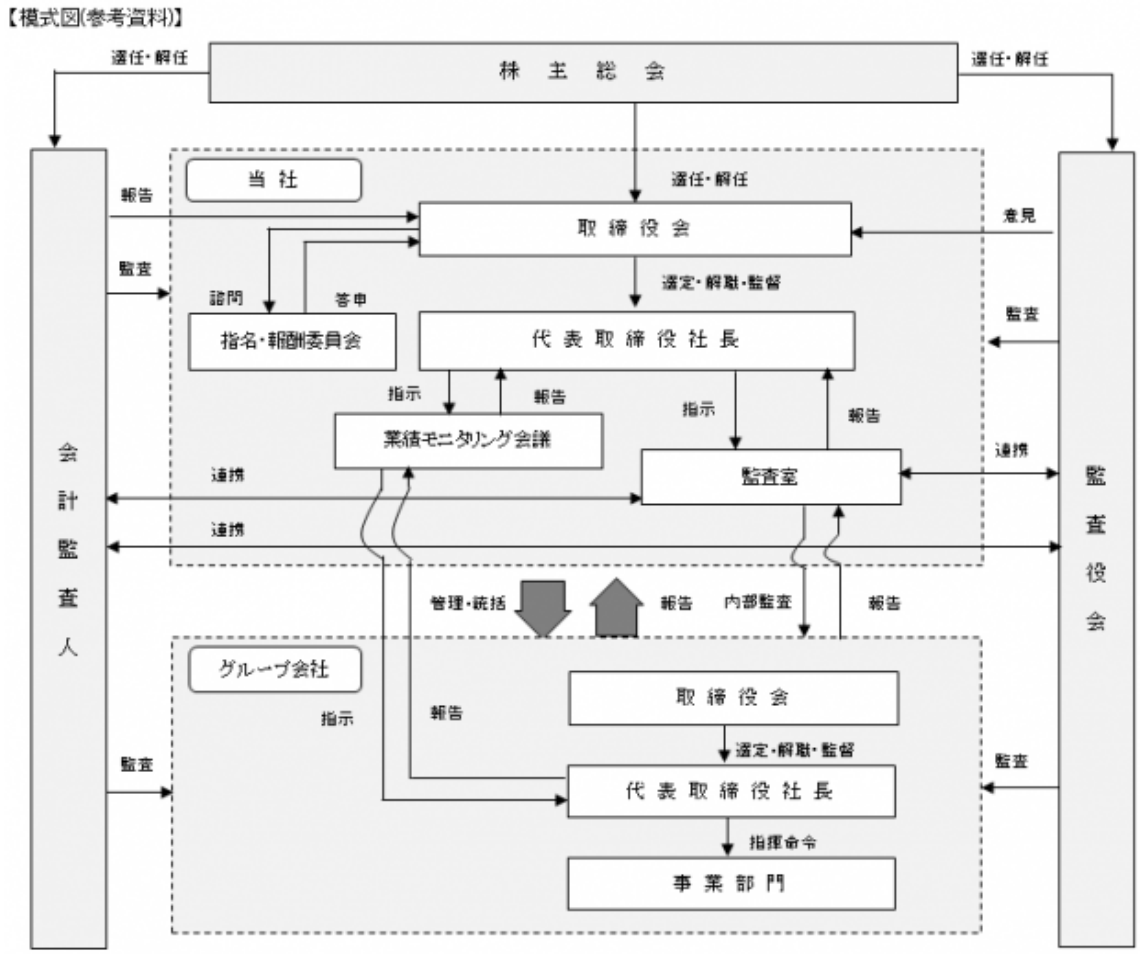
該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定ではありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はございません。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

